

【概要版】第2次飛騨市空家等対策計画

～あんな飛騨市をつくるために～

第1章 計画の趣旨

□ 背景と目的

人口減少に伴い増加していく空家等に関する対策を総合的かつ計画的に進めるため、第2次の「飛騨市空家等対策計画」を策定するものです。

□ 計画の位置付け

「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条の規定に基づき、同法第5条により国が定める基本的な指針に即して策定するものであり、市における空家等対策の基礎となる計画です。

□ 計画の対象地域、対象とする空家等の種類

対象は、市内全域とし、空家等及び特定空家等します。

□ 計画の期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

第2章 現状と課題

市の空家等の状況や、第1次計画期間中における取組みから見えた主な課題と要因は次の通りです。

【課題1】 空家等の増加

（要因）・高齢化・単身化 ・財産について将来的な計画がない

【課題2】 管理不全空家等の増加

（要因）・財産管理意識の希薄化、欠如 ・人的負担 ・金銭的負担
・十分な利活用ができていない

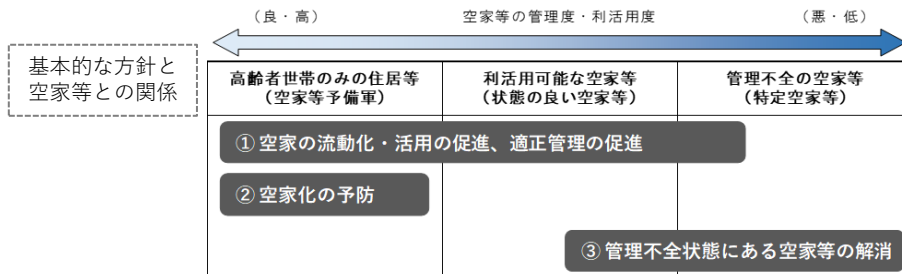
【課題3】 危険な空家等（特定空家等）の増加

（要因）・所有者等不明 ・金銭的負担 ・時間的負担、人的負担

第3章 基本的な方針

次の3点を本計画の基本的な方針として、本市の空家等対策を進めます。

- ① 空家の流動化・活用の促進、適正管理の促進
- ② 空家化の予防
- ③ 管理不全状態にある空家等の解消



第4章 具体的な対策

本計画の3点の基本的な方針に基づく具体的な取組みとして、以下の15項目を実施します。

「① 空家の流動化・活用の促進、適正管理の促進」関連 （11項目）

「② 空家化の予防」関連 （10項目）

「③ 管理不全状態にある空家等の解消」関連 （7項目）

		基本的な対策の方針			
		① 空家の流動化・活用の促進、適正管理の促進	② 空家化の予防	③ 管理不全状態にある空家等の解消	
具体的な対策	継続	1-(1) 空家等に関する総合相談窓口の設置			
		1-(2) 窓口連携による空家情報の把握			
		1-(3) 空家バンクによる空家の利活用			
		1-(4) 空家利活用のための補助・支援			
		1-(5) 管理不全空家等所有者等への対応（初期指導）			
	新規（拡充）	2-(1) 空家等の調査（空家データベース構築）			
		2-(2) 空家バンク登録物件の掘り起こし			
		2-(3) 終活支援センターとの連携による財産管理の適正化			
		2-(4) 空家等維持管理の支援			
		2-(5) 空家の取壊し支援（除却費補助）			
		2-(6) 住宅用地特例解除による流動化促進			
		2-(7) 跡地の適正管理・利用促進			
			2-(8) 即時対応・緊急安全措置		
	関連項目数		11項目	10項目	7項目

第5章 計画の推進体制

空家等に関する対策の主管部署を総務部総務課とし、他の部署においても空家等対策における所掌事項を連携して行うとともに、地域住民、国・県、民間事業者等の関係機関とも連携・協力します。

また、随時空家等対策協議会を開催し、各種の関連施策について助言・提言を得ながら空家等対策を推進します。

